

7 地方公共団体における検証等に関する調査結果

国及び地方公共団体は、重大な子ども虐待事例についての調査研究及び検証を行うことが責務とされており、地方公共団体が行う検証については、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成 20 年 3 月 14 日付け雇児総発第 0314002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）により詳細を示している。

今回、令和 2 年 9 月 1 日現在の「地方公共団体における検証組織の設置状況」、「地方公共団体が行う検証の実施状況」及び「国の検証報告の活用状況」について調査した結果は以下のとおりである。（調査対象：地方公共団体（各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市）数 70 か所）

(1) 地方公共団体における検証組織の設置状況

① 検証組織の設置の有無

地方公共団体における検証組織の設置状況については、69 地方公共団体に検証組織が設置されていた。未設置の 1 か所は検証対象となる事例がないために未設置となっていた。

そのうち、検証組織が常設である地方公共団体は 51 か所、事例毎に随時設置される地方公共団体は 18 か所であった。

表 3-1-1 検証組織の設置状況

区分		地方公共団体数	設置率
設置		69	98.6%
内訳	常設	51	
	事例毎に随時設置	18	
未設置		1	1.4%
内訳	今年度内に設置予定	0	
	次年度に設置予定	0	
	時期未定だが設置予定	0	
	設置予定なし	1	
計		70	

② 検証組織の設置形態

検証組織の設置形態は、児童福祉審議会の下部組織として設置している地方公共団体が31か所(44.9%)、地方社会福祉審議会の下部組織として設置している地方公共団体が30か所(43.5%)、単独設置をしている地方公共団体が7か所(10.1%)であった。

表3-1-2 検証組織の設置形態

区分	地方公共団体数	構成割合
児童福祉審議会の下部組織として設置	31	44.9%
地方社会福祉審議会の下部組織として設置	30	43.5%
単独設置	7	10.1%
その他	1	1.4%
計	69	100.0%

③ 検証組織の設置要綱の有無

検証組織の設置要綱がある地方公共団体は、59か所(85.5%)であった。

表3-1-3 検証組織の設置要綱の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
あり	59	85.5%
なし	10	14.5%
計	69	100%

④ 検証対象の範囲

検証対象の範囲について、検証組織が検証する対象の範囲を定めている地方公共団体は40か所（58.0%）であった。

また、検証組織が定めている検証対象の範囲は、「重大事例（死亡事例を含む。）を対象」が31か所（77.5%）で最も多く、次いで「『死亡事例のみ』または『重大事例（死亡事例を含む。）を対象』のうち、関係機関の関与状況により判断」が7か所（17.5%）であった。

表3-1-4-1 検証対象の範囲の定め

区分	地方公共団体数	構成割合
定めている	40	58.0%
定めていない	29	42.0%
計	69	100%

表3-1-4-2 検証対象の範囲の内容

区分	地方公共団体数	構成割合
1. 死亡事例のみ	1	2.5%
2. 重大事例（死亡事例を含む。）を対象	31	77.5%
3. 1または2のうち、関係機関の関与の状況により判断	7	17.5%
4. その他	1	2.5%
計	40	100.0%

⑤ 検証組織の構成員

調査時点に検証組織の構成員を委嘱している地方公共団体 64 か所において、構成員の数は「5人」が 26 か所 (40.6%) と最も多く、次に「6人」が 14 か所 (21.9%) となっていた。なお、構成員の人数の平均は約 6.3 人であった。

検証組織の構成員の職種、所属等については、「大学等の教育研究機関の教員・研究者^{注1)}」「医師^{注2)}」「弁護士」が 9 割以上の地方公共団体で委嘱されており、次いで「児童福祉施設関係 (協議会等を含む。)」(56.3%)、「民生委員・児童委員 (協議会等を含む。)」(37.5%) であった。「その他」については、臨床心理士・公認心理師等や社会福祉士、教育関係者、社会的養護経験者等であった。

委嘱されている「大学の教育研究機関の教員・研究者」の専門については、「児童福祉分野」が 30 か所 (49.2%) と最も多く、次いで「心理部門 (児童心理、臨床心理を含む。)」が 28 か所 (45.9%)、「社会福祉分野」19 か所 (31.1%) であった。

また、「医師」の専門については、「小児科医」が 45 か所 (72.6%) と最も多く、次いで「精神科医」が 23 か所 (37.1%)、「児童精神科医」が 19 か所 (30.6%) であった。

表 3-1-5-1 検証組織の構成員の人数

人数	地方公共団体数	構成割合
4人	1	1.6%
5人	26	40.6%
6人	14	21.9%
7人	11	17.2%
8人	8	12.5%
9人	2	3.1%
10人以上	2	3.1%
その他	0	0.0%
計	64	100.0%

平均 6.3 人

注1) 医師、保健・公衆衛生関係の教員、研究者を除く。以下同じ。

注2) 大学等の研究教育機関の医師を含み、保健・公衆衛生の医師を除く。以下同じ。

表3-1-5-2 検証組織の構成員の職種・所属等（複数回答）

職種、所属等（OB等を含む）	地方公共団体数	構成割合
大学等の教育研究機関の教員・研究者	61	95.3%
医師	62	96.9%
弁護士	62	96.9%
児童福祉施設関係（協議会等を含む。）	36	56.3%
民生委員・児童委員（協議会等を含む。）	24	37.5%
保健・公衆衛生関係	7	10.9%
児童相談所関係	2	3.1%
保育所関係（保育協議会等を含む。）	9	14.1%
社会福祉協議会	3	4.7%
小学校・中学校の校長会	7	10.9%
家庭裁判所関係（調査官等）	1	1.6%
里親会	6	9.4%
警察	3	4.7%
配偶者暴力相談支援センター	0	0.0%
母子寡婦福祉連合会	4	6.3%
その他	25	39.1%

表3-1-5-3 「大学等の教育研究機関の教員・研究者」の専門（複数回答）

大学等の教育研究機関の教員等の専門	地方公共団体数	構成割合
児童福祉分野	30	49.2%
社会福祉分野	19	31.1%
心理部門（児童心理、臨床心理を含む。）	28	45.9%
教育部門	11	18.0%
保育部門	5	8.2%
看護・保健分野	10	16.4%
その他	3	4.9%

表3-1-5-4 「医師」の専門（複数回答）

医師の専門	地方公共団体数	構成割合
小児科医	45	72.6%
児童精神科医	19	30.6%
産婦人科医	2	3.2%
精神科医	23	37.1%
法医学（監察医、解剖医含む。）	1	1.6%
保健・公衆衛生関係	1	1.6%
その他	5	8.1%

(2) 地方公共団体が行う検証の実施状況

① 平成30年度に地方公共団体が把握した子ども虐待による死亡事例

平成30年度に子ども虐待による死亡事例を把握した地方公共団体は、35か所(50.0%)であり、5例以上を把握した地方公共団体は1か所(2.9%)であった。把握した事例数が最も多い地方公共団体では、13事例を把握していた。

表3-2-1-1 平成30年度の子ども虐待による死亡事例の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
事例があった	35	50.0%
事例はない	35	50.0%
計	70	100.0%

表3-2-1-2 地方公共団体当たりの事例数

区分	地方公共団体数	構成割合
1例	19	54.3%
2例	9	25.7%
3例	4	11.4%
4例	2	5.7%
5例以上	1	2.9%
計	35	100.0%

② 地方公共団体による検証の実施状況

平成30年度に把握した子ども虐待による死亡事例の検証の実施状況は、「検証していない」地方公共団体は17か所(48.6%)、「検証した」地方公共団体は6か所(17.1%)、「複数事例のうち一部検証した／一部検証中」事例がある地方公共団体は8か所(22.9%)、「検証中」の事例がある地方公共団体は3か所(8.6%)であった。

「検証していない」理由(複数回答)としては、「行政機関が関わった事例ではないため」が4割弱を占めており、「その他」の中には、「市町村が検証を行ったため」「死因が特定できていないため」等があった。

また、心中以外の虐待死の事例のうち「検証していない事例」で、かつ、「児童相談所又は市町村(虐待対応担当部署)の関与事例」は6例であった。一方、心中による虐待死事例(未遂含む)のうち「検証していない事例」で、かつ、「児童相談所又は市町村(虐待対応担当部署)の関与事例」はなかった。

表 3-2-2-1 地方公共団体による検証状況

区分	地方公共団体数	構成割合
検証していない	17	48.6%
複数事例のうち一部検証した／一部検証中	8	22.9%
検証した	6	17.1%
検証中である	3	8.6%
検証予定	1	2.9%
計	35	100.0%

表 3-2-2-2 検証していない理由（複数回答）

区分	検証をしていない事例数(39例)	構成割合
行政機関が関わった事例でないため	15	38.5%
裁判中のため	0	0.0%
その他	26	66.7%
計	41	105.1%

表 3-2-2-3 地方公共団体による検証状況と児童相談所等の関与状況

区分	心中以外の虐待死	心中による虐待死 (未遂含む)	計
検証していない事例	30	9	39
うち、児童相談所又は市町村(虐待対応担当部署)の関与事例	6	0	6
検証した事例	24	3	27
うち、児童相談所又は市町村(虐待対応担当部署)の関与事例	11	1	12
検証中の事例	4	0	4
うち、児童相談所又は市町村(虐待対応担当部署)の関与事例	0	0	0
計	58	12	70

③ 地方公共団体における検証報告書数

平成 30 年度に把握した子ども虐待による死亡事例について、14 か所の地方公共団体が検証を行い、作成した検証報告書数は 27 報告書であった。第 16 次報告における 15 地方公共団体、27 報告書と比較すると、検証を実施した自治体は 1 か所減少している。

表 3-2-3 地方公共団体による検証報告書数

検証事例数	地方公共団体数	計
1	12	12
2	1	2
3	0	0
4	0	0
5	0	0
6	0	0
7	0	0
8	0	0
9	0	0
10	0	0
11	0	0
12	0	0
13	1	13
計	14	27

④ 地方公共団体による検証にかかった期間

地方公共団体が平成 30 年度に把握した子ども虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証にかかった期間は、「12 か月以上」が 18 事例（66.7%）で最も多く、最短では 3 か月、最長では 22 か月かかっており、平均では 12.1 か月であった。

表 3-2-4 検証にかかった期間

区分	検証事例数	構成割合
3か月未満	0	0.0%
3か月	1	3.7%
4か月	2	7.4%
5か月	1	3.7%
6か月	1	3.7%
7か月	1	3.7%
8か月	0	0.0%
9か月	0	0.0%
10か月	2	7.4%
11か月	1	3.7%
12か月以上	18	66.7%
計	27	100.0%

平均 12.1 か月

⑤ 地方公共団体による検証における支障の有無

地方公共団体が平成 30 年度に把握した子ども虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証において、検証における支障が「ない」とした検証報告書は 10 報告 (37.0%) であり、支障が「あり」とした検証報告書は 17 報告 (63.0%) であった。

また、支障が「あり」としたその内容は、「関係機関の関与がなく情報がない」が 13 報告 (76.5%) と最も多く、次いで「警察から情報が得られない」が 4 報告 (23.5%) であった。

表 3-2-5 検証における支障の有無

区分	検証事例数		構成割合
ない	10		37.0%
あり	17		63.0%
内訳 (複数回答)	医療機関から情報が得られない	0	0.0%
	警察から情報が得られない	4	23.5%
	家庭裁判所から情報が得られない	2	11.8%
	保育所・幼稚園から情報が得られない	1	5.9%
	学校から情報が得られない	0	0.0%
	時間が経っており関係資料がない	0	0.0%
	関係機関の関与がなく情報がない	13	76.5%
	その他	3	17.6%

⑥ 地方公共団体の検証報告書の周知方法

平成 30 年度に把握した子ども虐待による死亡事例について、地方公共団体による検証報告書の周知方法は、第 16 次報告と同様、関係部署や関係機関、要保護児童対策地域協議会といった関係者への配布や研修・会議での使用のほか、ホームページへ掲載し、広く一般向けに周知を行っていた。

表 3-2-6 検証報告書の周知方法（複数回答）

区分	検証事例数(27例)	構成割合
関係部署へ配布	27	100.0%
関係機関へ配布	25	92.6%
要保護児童対策地域協議会にて配布	22	81.5%
記者発表	4	14.8%
ホームページへ掲載	21	77.8%
広報誌へ掲載	0	0.0%
関係者への研修・会議で使用	22	81.5%
フォーラム・住民向け会議を開催	0	0.0%
その他	1	3.7%

⑦ 地方公共団体の検証報告の提言に対する対応の有無

平成 30 年度に把握した子ども虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証においてなされた提言については、対応していない自治体が 2 か所（7.4%）あった。

表 3-2-7 検証報告の提言に対する対応の有無

区分	検証事例数	構成割合
対応していない	2	7.4%
一部対応している	7	25.9%
全て対応している	18	66.7%
計	27	100.0%

⑧ 地方公共団体の検証報告の提言に対する取組状況の公表の有無

平成 30 年度に把握した子ども虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証においてなされた提言の取組状況を公表している検証報告書は 4 例（16.0%）であった。

表 3-2-8 検証報告の提言に対する取組状況の公表の有無

区分	検証事例数	構成割合
公表していない	21	84.0%
公表した	4	16.0%
計	25	100.0%

(3) 国の検証報告の活用状況

国の検証報告である第15次報告について、公表から1年を経過した後の活用状況について調査を行った。

① 第15次報告の周知

1か所を除く69か所(98.6%)で関係部署へ配布されており、次いで関係機関への配布が61か所(87.1%)で行われていた。

表3-3-1 第15次報告の周知先(複数回答)

区分	地方公共団体数	構成割合
関係部署へ配布	69	98.6%
関係機関へ配布	61	87.1%
要保護児童対策地域協議会にて配布	17	24.3%
ホームページへ掲載	1	1.4%
広報誌へ掲載	1	1.4%
関係者への研修で使用	22	31.4%
その他	6	8.7%

② 第15次報告の提言を踏まえての取組状況

第15次報告の提言を踏まえての取組状況については、多くの提言について、ほとんどの地方公共団体が、「既に対応済み」又は「取り組んだ」との状況であった。特に、提言「L2. 児童福祉司及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施」は、全ての地方公共団体で「既に対応済み」であった。また、「C. 居住実態が把握できず安否確認ができない子どもの要対協活用」、「E1. 保護者への体罰によらない子育て等の周知」、「E2. 虐待の早期発見に努めなければならない機関への知識や責務の周知・啓発」、「J. 一時保護決定に向けてのアセスメントシートや在宅支援アセスメントの組織的な活用」については、全ての地方公共団体が「既に対応済み」もしくは「第15次報告公表後に取り組んだ」と回答していた。

一方で、「A. 妊娠期から支援を必要とする養育者の確実な把握と支援の強化」の各項目については、他の項目と比較して「既に対応済み」または「第15次報告公表後に取り組んだ」と回答した割合が低く、中でも「A1. 女性健康支援センターにおける専任相談員の配置」と「A3. SNS等を活用した相談など相談体制の整備の検討」では、「既に対応済み」と「第15次報

告公表後」を合計した構成割合がいずれも 50%前後であった。これらの提言に取り組んでいない共通の理由として、「予算がない」が多く挙げられており、「A1. 女性健康支援センターにおける専任相談員の配置」に取り組んでいない理由については「女性健康支援センターの未設置」や「既に保健師が対応している」等がその他の理由に挙げられていた。「A3. SNS 等を活用した相談など相談体制の整備の検討」については、「面接や訪問での対応を重視しているため」、「現在、検討中であるため」等がその他の理由として挙げられていた。

また、「第 15 次報告公表後に取り組んだ」の構成割合に着目すると、「E1. 保護者への体罰によらない子育て等の周知」は、「第 15 次報告公表後に取り組んだ」の構成割合が 41.4%と最も高く、次いで「A3. SNS 等を活用した相談など相談体制の整備の検討」の 27.1%であった。

表 3-3-2-1 第 15 次報告の提言に対する取組

(A. 妊娠期から支援を必要とする養育者の確実な把握と支援の強化)

区分	2019年7月31日以前に既に 対応済み		第15次報告公表後(2019年8 月1日以降)取り組んだ		取り組んでいない				
	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)		
							予算がない	組織の合意が 得られない	その他
A1.女性健康支援センターにおける 専任相談員の配置	37	52.9%	1	1.4%	32	45.7%	6	2	27
A2.妊婦健診未受診者への対応の徹底	62	88.6%	3	4.3%	5	7.1%	1	0	4
A3.SNS等を活用した相談など 相談体制の整備の検討	15	21.4%	19	27.1%	36	51.4%	19	4	22
A4.妊娠SOS相談事業の実施	50	71.4%	2	2.9%	18	25.7%	5	0	13

その他の理由：

- A1 女性健康支援センターの未設置、専任での職員配置が困難、保健師が対応している、等
- A2 未受診を把握する方法がない、妊娠全数の受診状況の把握ができない、等
- A3 マンパワーの整備が難しい、面接や訪問での対応を重視しているため、検討中、等
- A4 既存事業により受け止める体制が整っているため、相談体制の未整備、等

表 3-3-2-2 第 15 次報告の提言に対する取組

(B.乳幼児健診未受診等の家庭の把握と支援の調整)

区分	2019年7月31日以前に既に 対応済み		第15次報告公表後(2019年8 月1日以降)取り組んだ		取り組んでいない				
	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)		
							予算がない	組織の合意が 得られない	その他
B.未受診者に関する母子保健担当部署と児童福祉 担当部署との連携	69	98.6%	0	0.0%	1	1.4%	0	0	1

その他の理由：児童福祉担当部署との連携について具体的な情報提供等は行っていない。

表 3-3-2-3 第 15 次報告の提言に対する取組

(C.居住の実態が把握できない子ども・家庭に対するフォロー体制の整備)

区分	2019年7月31日以前に既に 対応済み		第15次報告公表後(2019年8 月1日以降)取り組んだ		取り組んでいない				
	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)		
							予算がない	組織の合意が 得られない	その他
C1.居住実態が把握できず安否確認ができない子ど もの要対協活用	69	98.6%	1	1.4%	0	0.0%	0	0	0

表 3-3-2-4 第 15 次報告の提言に対する取組

(D.精神疾患、身体疾患等があり養育支援が必要と判断される養育者への対応)

区分	2019年7月31日以前に既に 対応済み		第15次報告公表後(2019年8 月1日以降)取り組んだ		取り組んでいない				
	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)		
							予算がない	組織の合意が 得られない	その他
D1.医療機関との適切な役割分担のもとで 協同した家庭支援	68	97.1%	1	1.4%	1	1.4%	1	0	0

表 3-3-2-5 第 15 次報告の提言に対する取組

(E.虐待の予防に視点をのいた保護者及び関係機関への知識の啓発)

区分	2019年7月31日以前に既に 対応済み		第15次報告公表後(2019年8 月1日以降)取り組んだ		取り組んでいない				
	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)		
							予算がない	組織の合意が 得られない	その他
E1.保護者への体罰によらない子育て等の周知	41	58.6%	29	41.4%	0	0.0%	0	0	0
E2.虐待の早期発見に努めなければならない機関へ の知識や責務の周知・啓発	69	98.6%	1	1.4%	0	0.0%	0	0	0

表3-3-2-6 第15次報告の提言に対する取組

(F.複数の関係機関が関与する事例における連携の強化)

区分	2019年7月31日以前に既に 対応済み		第15次報告公表後(2019年8 月1日以降)取り組んだ		取り組んでいない				
	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)		
							予算がない	組織の合意が 得られない	その他
F1. 要対協における関係機関間の情報共有および 連携	68	97.1%	2	2.9%	0	0.0%	0	0	0
F2. 婦人相談所におけるDV被害者に同伴する子ども の支援の充実を図るためのコーディネーターの配置	7	10.0%	7	10.0%	56	80.0%	11	4	44

その他の理由：

F2 児童相談所と婦人相談所が併設されており随時連携しているため、婦人相談所の設置がない、等

表3-3-2-7 第15次報告の提言に対する取組

(G.一時保護実施・解除、施設入所・退所時、里親委託時の適切なアセスメントの実施
と確実な継続支援の実施)

区分	2019年7月31日以前に既に 対応済み		第15次報告公表後(2019年8 月1日以降)取り組んだ		取り組んでいない				
	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)		
							予算がない	組織の合意が 得られない	その他
G1.家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト の活用	68	97.1%	0	0.0%	2	2.9%	0	0	2
G2.一時保護解除・施設退所等に向けた、入所中から の要対協登録等と継続支援	65	92.9%	0	0.0%	5	7.1%	1	0	4

その他の理由：

G1 独自のアセスメントシートを活用している、等

G2 時間の余裕がない、要対協登録は一時保護所退所後のため、仕組みや体制構築について検討中、等

表3-3-2-8 第15次報告の提言に対する取組

(H.転居前後の具体的な情報の共有、転居情報を把握できる仕組みづくりの検討)

区分	2019年7月31日以前に既に 対応済み		第15次報告公表後(2019年8 月1日以降)取り組んだ		取り組んでいない				
	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)		
							予算がない	組織の合意が 得られない	その他
H. 要対協対象家庭の転居を確実に把握する仕組み づくりの検討	65	92.9%	1	1.4%	4	5.7%	1	0	3

その他の理由：

国の整備方針に基づいて今後実施予定、等

表3-3-2-9 第15次報告の提言に対する取組

(I.多角的な視点に基づいたアセスメントの実施と結果の共有)

区分	2019年7月31日以前に既に 対応済み		第15次報告公表後(2019年8 月1日以降)取り組んだ		取り組んでいない				
	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)		
							予算がない	組織の合意が 得られない	その他
I1. 複数機関の視点でのケース協議及び認識の共有	68	97.1%	1	1.4%	1	1.4%	0	1	0
I2. 子どもの訴えと保護者の訴えが異なる場合等におけるリスクの再評価の実施	67	95.7%	1	1.4%	2	2.9%	0	1	1

表3-3-2-10 第15次報告の提言に対する取組

(J.関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施)

区分	2019年7月31日以前に既に 対応済み		第15次報告公表後(2019年8 月1日以降)取り組んだ		取り組んでいない				
	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)		
							予算がない	組織の合意が 得られない	その他
J1. 一時保護決定に向けてのアセスメントシートや在宅支援アセスメントの組織的な活用	69	98.6%	1	1.4%	0	0.0%	0	0	0

表3-3-2-11 第15次報告の提言に対する取組

(K.専門職の配置も含めた体制の充実と強化)

区分	2019年7月31日以前に既に 対応済み		第15次報告公表後(2019年8 月1日以降)取り組んだ		取り組んでいない				
	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)		
							予算がない	組織の合意が 得られない	その他
K1. 新プランに基づいた計画的な増員、要対協調整担当者の配置促進	64	91.4%	5	7.1%	1	1.4%	0	0	1

その他の理由：今後実施予定

表 3-3-2-12 第 15 次報告の提言に対する取組

(L.適切な対応につなげるための相談技術の向上)

区分	2019年7月31日以前に既に 対応済み		第15次報告公表後(2019年8 月1日以降)取組んだ		取組んでいない				
	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	地方公共団体 数または設 置・実施団体 数	構成割合	取組んでいない理由(複数回答)		
							予算がない	組織の合意が 得られない	その他
L1. 対応すべき基本的な事項の点検実施	63	90.0%	3	4.3%	4	5.7%	1	0	3
L2. 児童福祉司及び要保護児童対策調整機関の調 整担当者の研修等の実施	70	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0

その他の理由：

L1 点検項目の精査が必要であるため、実施したいが準備ができていないため、等